

豊橋市教育委員会告示第5号

昭和61年豊橋市教育委員会告示第5号（独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項に規定する設置者の定める額）の一部を次のように改正する。

平成27年 月 日

豊橋市教育委員会

改正後			改正前		
学校種別	金額	備考	学校種別	金額	備考
小学校	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「政令」という。）第7条第1号に定める額の半額	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条第2項第1号（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者）及び第2号（政令で定める準要保護者）に定めるものは、徴収しない。	小学校	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条第1号に定める額の半額	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条第2項第1号（生活保護法に規定する要保護者）及び第2号（政令で定める準要保護者）に定めるものは、徴収しない。
中学校			中学校		
特別支援学校 小学部・中学部			特別支援学校		
高等学校	円 680		高等学校	円 680	
特別支援学校 高等部	円 1,280				